

ベトナム向け輸出活水産動物の取扱要綱

1. 目的

この要綱は、ベトナム向け輸出活水産動物について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第5条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2. 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ベトナム向け輸出活水産動物

我が国からベトナムに輸出される食用の生きている水産動物（ただし、観賞魚及び飼料用水産物を除く。）

(2) 輸出者

ベトナム向け輸出活水産動物を輸出しようとする者

(3) 証明書発行機関

都道府県（地方独立行政法人を含む。）

3. 衛生証明書の発行手続

(1) 輸出者は、輸出しようとする都度、別途定める衛生証明書発行等に関する取扱要領に基づき、衛生証明書の発行を証明書発行機関に申請する。

(2) 証明書発行機関は、(1)の申請内容に問題がないと認められるときは、衛生証明書に署名及び押印等の上、輸出者に衛生証明書を交付する。なお、証明書発行機関は、必要に応じ荷口確認を行うことができる。